

すべての外国につながる子ども若者の教育保障を考えるシンポジウム
(兼) 高校進学ガイダンス主催者交流会 in 名古屋
2020年1月提言(案)

I 全国の自治体および教育委員会に対する提案

1. すべての外国につながる子ども・若者の教育保障

文部科学省の調査によれば、日本語指導が必要な外国につながる生徒は急増しているが、教育保障が十分なされていない状況が見て取れる。2019年4月に国が外国人材を労働力として受け入れる施策を取ったことにより、今後さらに外国につながる生徒の増加が想定されている。しかしながら、不就学調査等でも明らかになったように十分な実態調査がなされていないため、有効な施策を取ることが困難な状況にある。また、自治体間格差も大きく、地域によっては高校への進学をあきらめざるを得ないことにより、社会参加が閉ざされる状況になっている。これは、人材育成という観点からも日本社会にとって大きな損失であると考えられる。

(日本語指導・母語支援・保護者支援などの必要な外国につながる子ども・若者、児童・生徒を、ここでは外国につながる生徒と呼ぶ)

(1) 外国につながる生徒の教育保障

外国につながる生徒は小中学校、高校を通じた教育の中で日本語や母語の確立することで、バイリンガル人材として社会参加し活躍できる人材であるが、現状は十分な日本語や母語の教育が行われていないため、自立した社会参加が困難になる状況を生んでいる。日本語教育は就学前のプレスクールや来日直後の初期指導の重要性が指摘されているが、自治体によって取り組みに差が生じている。先進的な取り組みをしている自治体に学び、子どもが学ぶ地域や学校によって教育条件に差が生じないように、速やかな教育環境の整備に取り組むこと。また、外国につながる生徒の多様性や母語・母文化を尊重する人権教育の推進に努めること。

(2) 外国につながる生徒の実態把握

すべての外国につながる生徒の教育を保障するために、国籍別・母語別に、在籍状況、高校・大学への進学率、就職率、離職率、中退率などの実態調査を実施し、実態を明らかにするとともに、早急に施策に反映させること。施策づくりにおいては、地域の支援組織やNPO団体と連携して行なうこと。

2. 高校入学時の課題について

日本全体では、98%が高校進学し、高校を卒業することで、社会参加につながる仕組みとなっている中で、外国につながる生徒は義務教育段階での日本語教育や母語支援が十分でない中で、現在多くの自治体で行っている高校入試の選抜方法では、本来の能力が発揮できず、高校に進学できない生徒も多い。これもはっきりした実態調査がなされていないため、推測に過ぎないが高校生年齢の在留外国人から高校生の割合は60%程度である。外国につながる生徒も高校に進学し、日本人生徒と学ぶことで、社会参加の道が開かれ、社会全体として多文化共生へつながることを鑑みて、各自治体で積極的な取り組みを行うこと。

(1) 多言語による進学・進路情報の提供

外国につながる生徒の進学には、入試の制度理解や高校の選択に当たって、生徒自身とともに保護者の理解と支援も重要であるが、日本語での情報提供だけでは理解できない生徒や保護者も多い。「進路ガイダンス」をはじめとした多言語による教育・進路情報の提供は、文部科学省の施策でも求めている。

るところであり、実施している自治体を参考にし、未実施の自治体は早急に実施すること。

(2) 高校入試について

①「外国人生徒特別募集枠」（以下、「特別枠」）の設置・拡充

文部科学省の調査によれば、公立高校に外国につながる生徒の「特別枠」がある自治体は、全国でも半数に満たない。高校進学のための機会を保障するために、外国につながる生徒のための「特別枠」を設置・拡充し、自治体間格差を是正すること。また、すでに「特別枠」がある、あるいは「特別募集」等の名称の入試を実施している自治体についても、実施学校数、受験資格、定員数、試験内容、転校時の取り扱いなどについて、外国につながる生徒が高校に入学できるための受皿として十分機能しているか検証し、実質的に機能するよう、検討、見直しをはかること。

②高校入試における「特別措置（配慮）」

日常生活で使用される「生活言語」に対し、学校の授業で使われる「学習言語」は習得に多くの時間がかかると言われている。また非漢字圏出身者にとって、漢字は大きなハンディキャップである。日本語の能力によらずに能力や学力を評価できるよう、入試時のルビふり、辞書持ち込み、時間延長、母語による作文や面接、などの措置をさらに拡充すること。

③高校入試の社会的役割

多くの自治体では、高校受験者数が募集定員に達していないにもかかわらず、外国につながる受験者等が不合格となっている実態が報告されている。

公教育の社会的役割をはたすために、募集定員を遵守し、外国につながる受験生の学習の機会を保障すること。

④高校進学・進路ガイダンスへの支援

現在、この主催者交流会において、多くの都府県から、ガイダンスの関係者が集まっている。こうした多様なガイダンスの実態に対応し、自治体や教育委員会は予算や施設などできる限りの支援策を講じ、すべての自治体でガイダンスが実施されるようにすること。

3. 高校入学後の支援について

義務教育段階では、特別な教育課程としての日本語教育が義務化されたり、JSL カリキュラムによって教科指導がなされたりと制度が整備されつつあり、自治体によっては取り組みが進んできているが、高校入学後の支援はほとんどの自治体で行われていないため、高校での生活になじめず孤立したり、日本語や教科学習についていけなかったりして中退する生徒も少なくない。高校入試制度の改善とともに高校入学後の支援についても教育保障や進路保障の観点から積極的に取り組むこと。

(1) 高等学校での学ぶ権利の保障

①日本語支援や教科学習支援等を充実させること。

外国につながる生徒のためのカリキュラムや学習プログラム、学習支援の方法などを、早急に確立し、実施すること。このために教育委員会による研修、教員養成、教材の開発、授業開発など、生徒の学習に関わる教育環境を充実させること。

②サポーター・支援員制度等の推進

義務教育課程ですでに一部で導入されている学習活動の支援を行なう「サポーター」や「支援員制度」を、高校でも設置し、日本語や教科の学習支援や適応指導を行なうこと。

③学校外との連携をはかり、地域の日本語教室や大学等と連携した日本語支援、教科学習の支援をすすめること。

(2) 学校のユニバーサル化の推進

①外国につながる生徒が安心して学校に通うことができるために、日本語や多言語での支援により、学校のユニバーサル化を図ること。具体的には、やさしい日本語やICT機器等を利用した多言語でのコミュニケーションが可能な教育環境を用意すること。教科書、教材、配布物、プリント、掲示物、お知らせ、日常の学校生活における教職員のコミュニケーション方法等、学校の教育活動全体を通して、言語のバリアを解消するためユニバーサル化をすすめること。

②新たな役割、職の設置

多文化教育コーディネーター等を設置し、外国につながる生徒・保護者の支援と学校のユニバーサル化をすすめること。また、学校専門の通訳や翻訳人材を養成、派遣をすすめること。

(3) 多文化共生教育の推進

外国につながる生徒が孤立したり、いじめや差別が生じたりしないように、多文化共生の教育をすすめること。また特別活動だけでなく、居場所づくりや学校カフェ、部活動等での多文化共生教育をすすめるため、学校外との連携を図ること。

(4) 外国につながる生徒の進路保障

高校を卒業し、希望の進路を実現するために、外国につながる生徒の力が発揮でき、寄り添う支援をするため、さまざまな工夫をすること。大学・短大、専門学校、ハローワーク、企業、サポステ等と連携、相互理解を図り、外国につながる生徒を積極的に受け入れる大学・短大、専門学校の拡充や多様性、人権を尊重した進路活動を実現すること。

(5) 外国につながる生徒に関わる自治体の施策の推進

外国につながる生徒に関する資料、情報、人材のリソースセンターを設置し、教員や保護者、市民が利用できる機関として運用すること。

さらに外国につながる生徒に関わる検討会や審議会等を積極的に開催し、地域や外国人の参画を促進し、自治体の教育施策の推進を図ること。

すでに「外国人教育指針」が作成されている自治体だけでなく、外国につながる生徒に関わる「多文化共生教育指針」をつくり、その理念に基づいて具体的な施策を推進すること。さらにすべての学校が「多文化共生教育」に関わる学校教育方針をつくり、実施するように学校を指導・助言すること。

(6) 教育費支援の保障

現在、高等学校における就学支援金や給付型奨学金の国の制度が導入され、経済的に困難な生徒への支援がすすめられてきた。さらに自治体により追加の支援策も講じられている。こうした支援策について、「在留資格」や「国籍」に関わらず、すべての外国籍生徒が受けることができるように、きめ細やかな対応をとること。

(7) 自治体や学校の教育管理職と行政職員の研修・養成

自治体や学校現場の教育行政を担当とする職員の研修・養成を実施し、保護者や地域住民を対象とする多文化共生やユニバーサル化を内容とした学校運営を推進すること。

(8) 教職員定数と教員配置の充実

外国につながる生徒が在籍している学校の生徒数や母語生徒数に応じて、きめ細やかかつ手厚い教職員定数増など配置や異動を図ること。

II 国に対する提案

1. 外国につながる生徒のための教育施策の確立

国として、外国につながる生徒が安心して教育を受けることができ、希望の進路が実現し、多文化共生の社会を実現するために必要な教育施策を、地域や当事者の声を聞きながら実現すること。

(1) 日本の教育の改善と充実

①教育の改善

外国につながる生徒の教育について、新学習指導要領では、引き続き日本語指導等について明記されているが、全国の自治体間や学校間の格差がないよう、指導・助言を積極的にすすめること。また、外国につながる生徒の多様性や母語・母文化を尊重する人権教育の推進に努めること。

さらに文部科学省の「外国人児童生徒 受入れの手引き」（改訂版）が作成されたが、残念ながら、ほとんどの自治体や学校現場では活用されておらず、学校現場の実態と乖離している。このため、有効に活用されるようにさまざまな工夫を図ること。

②教員養成の改善と充実

高等教育機関等における教員養成、研究におけるカリキュラムにおいて、日本語教育と多文化共生教育を推進すること。さらに現職教員研修や教員免許更新等においても同様とすること。

③「日本語教育指針」・「多文化共生教育指針」の推進

全国の自治体や学校が「日本語教育」並びに「多文化共生教育指針」を作成し、実施するために指導・助言すること。

(2) 進路保障の推進

①社会全体での進路保障

日本社会がすべての外国につながる生徒を受け入れ、進路の実現を保障し、多文化共生社会を実現するために、自治体だけでなく、企業や団体、資格試験の機関、労働行政、福祉行政に対して、指針や施策を示し、取り組みをすすめること。

②在留資格や国籍による進路の制限をなくすこと

出入国管理庁（旧入国管理局）の通知により（2018年）、「家族滞在」の在留資格の場合でも、一定の条件のもと就職が可能になったが、この通知の対象外の生徒もいるので引き続き改善すること。引き続き、国連「子どもの権利条約」に則り、在留資格や国籍による制限なしに、日本の高校を卒業するすべての外国籍生徒の進路を保障すること。

また、在留資格により進学のための奨学金申請の資格が制限されないよう、日本学生支援機構などの奨学金団体を指導・監督すること。

2 共生のための教育施策の持続的取り組みへ

日本社会の国際化、多文化共生社会の到来に向き合い、今後の日本の教育の方向性を示し、教育施策の重要な柱として日本語教育と多文化共生教育を位置づけ、必要な施策に持続的に取り組むこと。

3 高校進学・進路ガイダンスへの支援

全国で実施されている多様なガイダンスの実施団体に対して、自治体や教育委員会が、予算や施設などできる限りの支援策を講じ、全国のすべての自治体でガイダンスが実施されるよう指導・助言すること。

賛同個人（あいうえお順）：

共同提案者：小川満（多文化こども支援連絡会）、白谷秀一（房総ネット）、高橋清樹（ME-net）、角田仁（T-net）、若林秀樹（宇都宮大学）